

おおさか介護サービス 相談センター だより

第43号

発行
2025(令和7)年
3月24日



介護保険サービスの利用のポイント 介護保険制度における福祉用具

介護保険サービスを利用する際に、注意すべき点や利用のポイントなどをご紹介します。

今回は、介護保険制度における福祉用具についてご紹介します。

介護保険では、利用者の身体状況や要介護度の変化、福祉用具の機能の向上に応じて、適時・適切な福祉用具を利用者に提供できるよう、介護保険給付の対象となる福祉用具は貸与が原則ですが、一部の福祉用具は購入することになっています。

利用者が可能な限り自宅で自立した日常生活を送ることができるよう、指定を受けた事業者が、利用者の心身の状況、希望及びその生活環境等をふまえ、適切な福祉用具を選ぶための援助・取り付け・調整などを行い、貸与します。

なお、入浴や排泄に用いるような、貸与になじまない性質の福祉用具については、特定福祉用具販売の指定を受けた事業者から購入することができます。

令和5年度介護給付費等実態統計の概況(厚生労働省発表)によると、全国の実受給者数のうち、福祉用具貸与の利用者は約289万人でした。

大阪市では、令和7年2月28日現在、385か所の福祉用具貸与事業所、337か所の特定福祉用具販売事業所が指定されています。

福祉用具を利用することで、利用者の日常生活上の便宜が図られるだけでなく、家族の介護の負担軽減にもつながることから、福祉用具は在宅での介護を行っていくうえで重要な役割を担っています。



福祉用具貸与

日常生活の自立を助けるために、次の福祉用具をケアプランに位置付けて利用することができます。利用の際は、ケアマネジャーにご相談ください。

- ① 車いす
- ② 車いす付属品 (クッション、電動補助装置など)
- ③ 特殊寝台 (電動ベッド)
- ④ 特殊寝台付属品 (マットレス、サイドレールなど)
- ⑤ 床ずれ防止用具
- ⑥ 体位変換器 (起き上がり補助装置等含む)
- ⑦ 認知症老人徘徊感知機器 (離床センサー含む)
- ⑧ 移動用リフト (段差解消機、立ち上がり用いすなど。ただし、つり具を除く)
- ⑨ 手すり (取り付け工事不要のもの)
- ⑩ スロープ (取り付け工事不要のもの)
- ⑪ 歩行器
- ⑫ 歩行補助つえ
- ⑬ 自動排泄処理装置 (交換可能部品を除く)

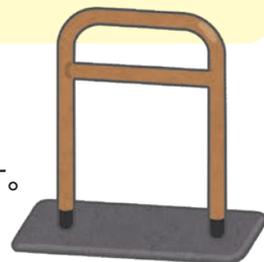
※①～⑧は要支援1・2、要介護1の方は利用できません。また⑬は、要支援1・2、要介護1～3の方は利用できません。

ただし、いずれも一定の条件のもとで利用できる場合があります。

※令和6年4月から⑩～⑫の固定用スロープ、歩行器(歩行車は除く)、単点杖(松葉杖は除く)・多点杖は、貸与と購入の選択制が導入されています。

利用者負担

福祉用具の貸与に係る費用の1割(所得に応じて2割または3割)が自己負担です。他の在宅サービスと合わせ、要介護状態区分別に1か月に利用できる支給限度額が決まっています。



福祉用具購入

貸与になじまない(他人が使用したものを再利用することに心理的抵抗感を伴うもの、使用によって元の形態、品質が変化し、再利用できないもの)次の福祉用具を購入することができます。

購入の際は、ケアマネジャーや福祉用具専門相談員にご相談ください。

- ① 腰掛便座 (和式便座を腰掛式に変換する腰掛便座、補高便座、ポータブルトイレ)
- ② 自動排泄処理装置の交換可能部品
- ③ 排泄予測支援機器
- ④ 入浴補助用具
- ⑤ 簡易浴槽
- ⑥ 移動用リフトのつり具
- 令和6年4月からは、次の福祉用具について、福祉用具の適時・適切な利用、利用者の安全を確保する観点から、貸与と購入の選択制が導入されました。
- ⑦ 固定用スロープ
- ⑧ 歩行器 (歩行車は除く)
- ⑨ 単点杖 (松葉杖は除く)、多点杖

利用者負担

購入金額の1割(所得に応じて2割または3割)が自己負担です。

要介護状態区分にかかわらず、1年間(4月から翌年3月まで)に10万円を利用限度額としています。

※同一品目の福祉用具購入は原則としてできません。

※大阪市では、「償還払い方式」と「給付券方式」の2つの支払い方法があります。

なお、入院中・認定申請中については、給付券方式を利用できません。詳細については、お住まいの区の区役所介護保険担当にお問い合わせください。



福祉用具利用の流れ(貸与の例)

- ① 担当のケアマネジャーに相談する。
- ② ケアマネジャーがケアプランに福祉用具貸与を位置付け、利用者とともに福祉用具貸与事業所を選定する。
- ③ 事業所の福祉用具専門相談員が自宅を訪問し、利用者の心身の状況や生活環境を確認のうえ福祉用具サービス計画を立て、福祉用具を選定する。
- ④ 利用者は、福祉用具専門相談員から福祉用具取扱いの説明を受け、同意のうえ契約する。
- ⑤ 貸与開始後、福祉用具専門相談員が定期的に自宅を訪問し、福祉用具の使用状況の確認(モニタリング)、修理(メンテナンス)を行う。



福祉用具貸与事業所等の探し方

大阪市指定の福祉用具貸与事業所及び特定福祉用具販売事業所は、介護保険の仕組みや介護保険サービス事業者情報を掲載している「ハートページ」(区役所等で配布しています)のほか、インターネットにより厚生労働省の「介護サービス情報公表システム」や大阪市のホームページで検索することができます。

福祉用具利用のポイント

福祉用具の貸与や購入を希望される方は、ご自身の身体状況や生活環境を十分理解したうえで、ご利用前に「ATCエイジレスセンター(Tel.06-6615-5123)」等で実物に触れ、使用方法や注意点を確認し、目的に合った福祉用具を選択されることをお勧めします。

なお、福祉用具貸与の場合は、必要な期間について福祉用具を利用し、身体や環境の変化に合わせて交換も可能で、必要がなくなれば返却もできます。



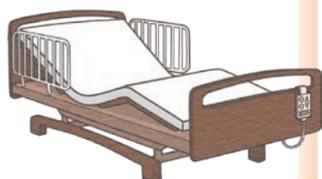
相談事例

福祉用具にかかる一般相談の事例を2例紹介します。

事例
1

「手術のために入院した母は、要介護認定も受けていない。退院後は介護用ベッドがあれば助かるが、どうすればレンタルできるか」との相談。

「介護用ベッドをレンタルするには、まず区役所の介護保険担当で要介護認定申請のうえ、要介護認定を受けていただき、ケアマネジャーにケアプランを作成してもらう必要があります。いずれにせよ、お母様の退院後の生活全般について、病院の医療ソーシャルワーカーさん等に相談されてはいかがでしょうか」とお答えしました。



事例
2

「知人から、車いすは購入するよりもレンタルの方がお得と聞いたが本当か」との問合せ。

「車いすは介護保険でレンタルできますが、購入はできません。購入の場合は全額自費となりますので、長期間にわたる利用でなければ、自費で購入するよりも介護保険での福祉用具貸与による月々の自己負担の方が費用を抑えられる場合があります」とお答えしました。





介護保険サービスの利用で、悩んだり、困ったりしていることはありませんか？

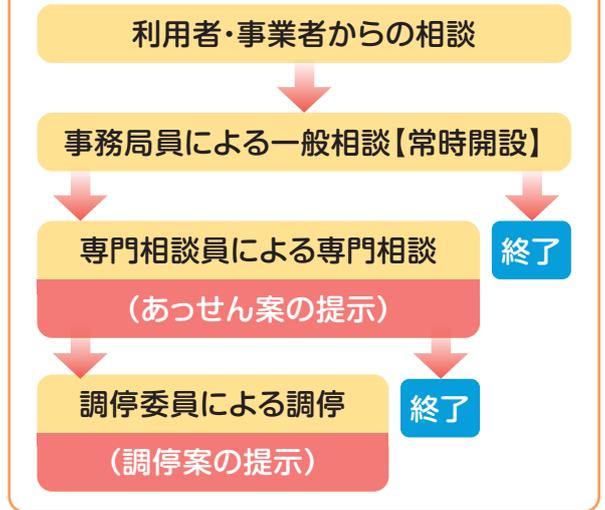
介護保険サービス等の利用者・家族と事業者双方の苦情・相談に対し、電話・来所による一般相談のほか、福祉・保健・医療・法律等、各分野の専門相談員によるあっせん、センターの調停委員による調停を行い、迅速に問題の解決を図ります。

【相談ができる方】

- 介護保険サービス等の提供を受けている又は受けようとしている大阪市内の高齢者など(本人またはその家族)
- 介護保険サービス等を提供している大阪市内の事業者
- 大阪市内の利用者にサービスを提供している大阪市内の事業者



相談の流れ



令和6年4月～令和6年12月

苦情相談件数

(1,649件)

※相談内容が複数の項目に該当する場合があります合計2,042件

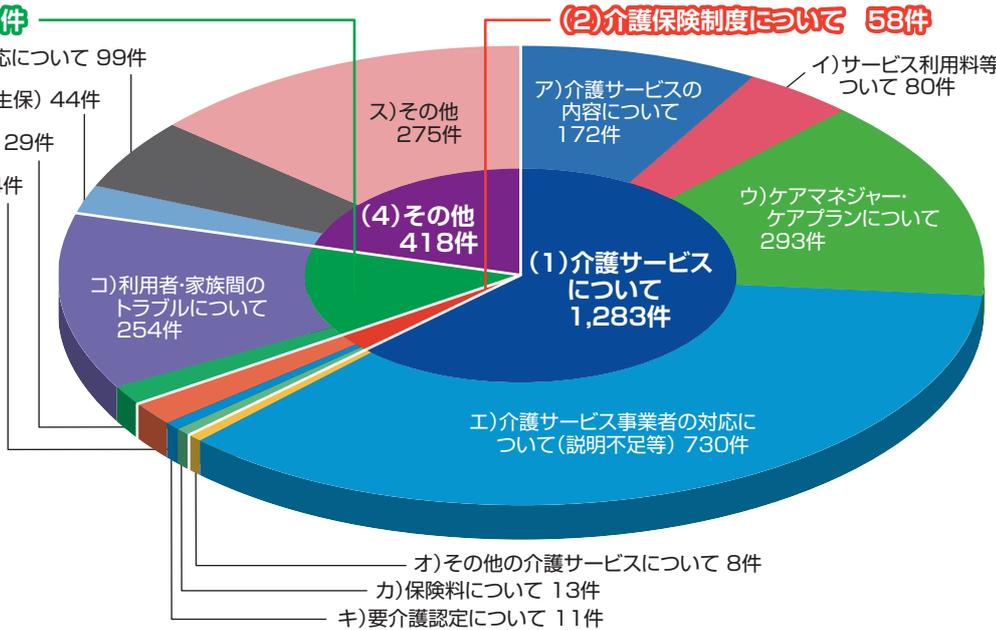
(3)対象外の介護に関するトラブル 283件

- シ)区役所等公的機関の対応について 99件
- サ)他の制度に関連すること(医療・障がい・生保) 44件
- ケ)事業者間・事業者内部のトラブルについて 29件
- ク)カ)キ)を除く制度について 34件

(2)介護保険制度について 58件

- イ)サービス利用料等について 80件
- ウ)ケアマネジャー・ケアプランについて 293件

	詳細	合計件数
(1)介護サービスについて		1,283
ア)介護サービスの内容について	172	
イ)サービス利用料等について	80	
ウ)ケアマネジャー・ケアプランについて	293	
エ)介護サービス事業者の対応について(説明不足等)	730	
オ)その他の介護サービスについて	8	
(2)介護保険制度について		58
カ)保険料について	13	
キ)要介護認定について	11	
ク)カ)キ)を除く制度について	34	
(3)対象外の介護に関するトラブル		283
ケ)事業者間・事業者内部のトラブルについて	29	
コ)利用者・家族間のトラブルについて	254	
(4)その他		418
サ)他の制度に関連すること(医療・障がい・生保)	44	
シ)区役所等公的機関の対応について	99	
ス)その他	275	
合計		2,042



社会福祉法人 大阪市社会福祉協議会 おおさか介護サービス相談センター

〒543-0021 大阪市天王寺区東高津町12番10号
(大阪市立社会福祉センター308)

TEL. 06-6766-3800・06-6766-3855

FAX. 06-6766-3822

ホームページ <https://kaigo-osaka.ne.jp>

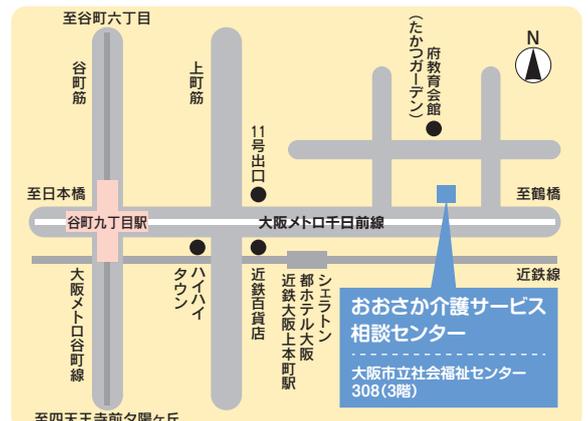
メールでのご相談も受け付けています。

相談日時

平日 午前9時から午後5時まで

※土曜・日曜・祝日・年末年始

(12月29日～1月3日)を除く



- 大阪メトロ「谷町九丁目駅」から徒歩約10分
- 近鉄「大阪上本町駅」から徒歩約5分
- 大阪シティバス「上本町六丁目東」バス停前

(近鉄11号出口を東へ)
※駐車場はありません